

3 届出書の記載要領

- (1) 届出書類については2部提出してください。法第5条及び第7条の届出については審査後に1部返却します。
- (2) 届出は特定施設を設置する工場・事業場ごとに行ない、同一工場・事業場で2つ以上の特定施設がある場合は1つの届出書で提出してください。
- (3) 届出書の届出者は法人にあつては必ず法人の代表者であることが必要です。代表権を持たない工場長等が届出者になる場合は法人の代表者から権限を委任されている者に限ります。その場合は届出書に委任状を添付してください。
- (4) 排水基準又は東京湾総量規制基準が適用される場合は、その基準値を満足する排水処理が必要となります。届出に当たっては汚水処理施設の設置について十分な検討をしてください。
- (5) 特定地下浸透水に有害物質が含まれている場合、地下へ浸透させることができませんので、届出にあたっては排水処理施設の設置について十分な検討をしてください。

(6) 届出別紙について

- ア 別紙1～6：公共用水域に水を排出するおそれのある工場・事業場が使用します。
- イ 別紙7～11：特定地下浸透水を地下へ浸透させる工場・事業場が使用します。
- ウ 別紙12～15：有害物質使用特定施設（法第5条第1項及び第2項に該当する場合を除く）及び有害物質貯蔵指定施設が使用します。
- エ 参考様式1：事故の届出の際に使用します。

(7) 届出別紙の記載について

- ア 通常の排水量は1日当たりの平均的な排水量又は浸透水量を次により算定し、記入してください。

- ① 正常に操業している時点において1日1回、週3日以上操業状態が異なる時期を含むようにして流量測定を行い、次式により求めた量を1日当たりの平均的な排水又は浸透水の量とします。なお、季節的に大幅に排水量又は浸透水量が変動する場合は、通常の操業時期を対象とします。

$$Q = \frac{q_1 t_1 + q_2 t_2 + \cdots + q_n t_n}{n}$$

Q：1日当たりの平均的な排水又は浸透水の量(m³/日)

q_n：実測流量 (m³/sec)

t_n：q_nの測定を行った日の実質操業時間(sec)

n：測定回数

- ② 年間を通じてほぼ恒常的な操業を行い、かつ使用水が水道のみによる場合は①にかかわらず、次式によることができます。

$$Q = \frac{Q_t}{N} - Q_0$$

Q_t：1か月間の水道使用量

Q₀：製造過程等で明らかに消費される1日の水量

(実測もしくは、生産量によって明らかに消費水量が把握できる場合に限る)

N：1か月の操業日数

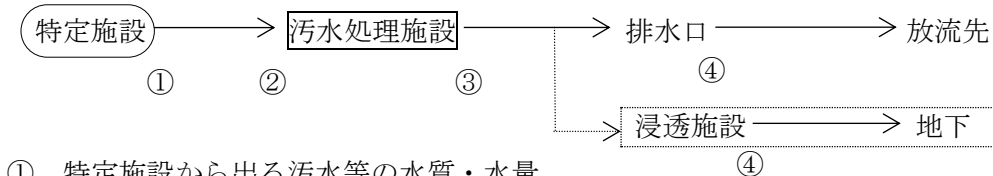
- ③ ①、②の実測値がない場合は、類似の工場・事業場での事例等を参考に推定してください。

イ 排出水の水質の「通常」の状態とは、1日の作業時間内において、3回以上測定した結果の平均値とします。ただし、この場合作業開始直後および作業終了前における測定結果を必ず含めてください。

なお、実測値がない場合は、類似の工場・事業場での事例等を参考に推定してください。

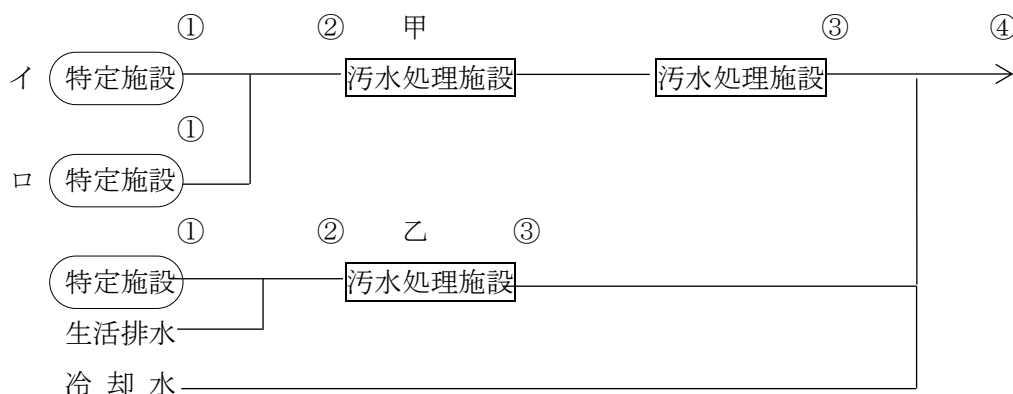
ウ 届出別紙1～11には排水量又は浸透水量・水質を記入する項目は4種類あります。

(内は特定地下浸透水を地下へ浸透させる場合)



- ① 特定施設から出る汚水等の水質・水量
- ② 汚水処理施設（処理前）の水質・水量
- ③ " （処理後）の水質・水量
- ④ 公共用水域へ放流される又は地下へ浸透される直前の水質・水量

やや複雑な排水処理系統をもつ工場・事業場については、欄を二段書、三段書としてください。



エ 法第7条の構造等変更届の場合は、変更前後の内容がよく判るように記載してください。

(8) 添付図書について

図面は、共用することができます。また、A4判サイズに統一し、これより大きいものは、同サイズに折りたたみ、左閉じにしてください。

ア 事業場の位置及び排出水が主たる公共用水域へ至るまでの経路を明記した地図

イ 事業場平面図

特定施設、汚水等の処理施設、用・排水経路及び排水口又は浸透施設の位置を明記してください。

ウ 特定施設を含む操業の系統図

エ 汚水等の処理の系統図

オ 用水及び排水の系統図

用途別用水使用量及び排水量を明記したもの。また、東京湾総量規制地域内の事業場にあつては、業種その他の区分ごとの系統を明記したもの。

カ 参考図書

- ① 特定施設の構造図
- ② 汚水等の処理施設の構造図・設計計算書 等
- ③ 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を設置する床面及び周囲、有害物質の通る配管等の構造図

4 よくある質問

■特定施設設置等の届出書の提出期限について

Q. P 7 の「工事着手予定日」とは、特定施設の設置工事着手日の認識でよろしいですか。

A. いいえ。ここでいう「工事」とは、特定施設の排水管工事も含みます（P 7 時系列図参照）。

■特定施設の更新（入れ替え工事）について

Q. 既設の特定施設を新しい特定施設と入れ替える場合、新しい特定施設が既設の特定施設と同じ仕様であり、かつ既設の特定施設と同じ場所に設置する場合、届出は必要ですか。

A. 必要です。「設置の届出」及び「廃止の届出」を行ってください。

■届出書の提出方法について

Q. 届出書の提出方法について教えてください。

A. 届出書は下記 3 通りの方法で提出できます。

①直接持参の場合

「千葉市役所 環境局 環境保全部 環境規制課（水質班）」までご持参ください。

<窓口：千葉市役所本庁舎 高層棟 7 階 D カウンター>

②郵送の場合

下記住所まで郵送ください。なお、本市で送料は負担いたしかねます。

<住所：260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1 宛名：環境規制課 水質班>

※届出書の返却を郵送で希望する場合は、送料分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

③電子メールの場合

下記アドレス宛に届出書データ（PDF）を送付してください。

<アドレス：kisei-todokede@city.chiba.lg.jp>

※返却は収受印を押した届出書の 1 ページ目のみを、電子メールで送付します。

なお、届出書に不備がある場合は受理ができませんので、届出書がある程度完成した段階で、一度電子メールで（案）として提出することをお勧めします。